

継続

原議保存期間	3年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
各 方 面 本 部 長

警 察 庁 丁 暴 発 第 1 2 4 号
平 成 3 1 年 3 月 1 9 日
警 察 庁 刑 事 局 組 織 犯 罪 対 策 部
暴 力 団 対 策 課 長

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律の規定による認定職業訓練を行う者から暴力団員等を排除するための事務処理要領について

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「法」という。）が本年10月1日施行されたことに伴い、法第4条第2項に定める認定職業訓練から、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号）第2条第1号リ(6)から(8)並びに(14)及び(15)（以下「暴力団排除条項」という。）に定める者を排除するため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）から都道府県警察に対して行う意見聴取等の要領を下記のとおり定めたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本件の運用に当たっては、別添1の「高齢・障害・求職者雇用支援機構の行う業務からの反社会的勢力排除に関する確認書」のとおり、機構と協議済みであり、また、機構から各職業訓練支援センター所長（以下「センター所長」という。）に対し、別添2のとおり「求職者支援訓練の認定基準に係る欠格要件（暴力団関係者等）の確認について」が発出されているので申し添える。

記

1 法の目的

雇用保険の失業等給付を受給できない求職者であって、職業訓練その他の就職支援を行う必要があると認められる者（以下「特定求職者」という。）に対し、職業訓練の実施、職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もって、その職業及び生活の安定に資することを目的とする。

2 確認書の要旨

法第4条第1項に基づく申請がなされた場合、機構は、申請者が暴力団排除条項に該当するか否かについて都道府県警察に対して照会し、都道府県警察は、当該申請者の暴力団排除条項該当性の有無について回答することとした。

3 排除の対象

機構が、法第4条第1項第3号及び規則第2条第1号りに基づき、認定職業訓練を行う者から排除する対象は次のとおりとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（規則第2条第1号リ（6））
- (2) 暴力団員等がその事業活動を支配する者（規則第2条第1号リ（7））
- (3) 暴力団員等とその業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者（規則第2条第1号リ（8））
- (4) 暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（規則第2条第1号リ（15））
- (5) 次のいずれかに該当する関係を有する者（規則第2条第1号リ（15））
 - ① 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係
 - ② 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等の威力を利用していると認められる関係
 - ③ その他暴力団員等との社会的に非難されるべき関係

4 事務処理要領

- (1) センター所長は、認定職業訓練を行おうとする者から申請があった場合、訓練を行う者（訓練を行おうとする者が法人又は団体である場合は役員。以下「申請者等」という。）について、当該センターが所在する都道府県を管轄する都道府県警察の本部の暴力団対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、文書（別記様式第1号）により照会するものとする。
- (2) 暴力団対策主管課長は、当該申請者等が暴力団排除条項に該当するか否かについて、(1)による照会を受けたときは、必要に応じ資料等の提出を求めた上、当該センター所長に対し、速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

5 照会・回答・通報等に関する留意事項

- (1) 暴力団対策主管課長とセンター所長との間の書類及び電磁的記録媒体の送付については、手交を持って行うこととする。ただし、暴力団対策主管課長の所在地とセンター所長の所在地が遠隔地であるなど、手交により難しいと認められる特段の事情があるときには、暴力団対策主管課長とセンター所長との間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができるものとするが、この場合には、送付する書類及び電磁的記録媒体の紛失並びに誤配達防止、漏洩防止その他の情報の管理に万全を期すものとする。
- (2) 照会する人数が5名以上となる場合は、CSV形式（エクセル、アクセス等の表計算、データベースソフトウェアで選択できる保存ファイル形式）により記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク等）により照会するものとする。

なお、電磁的記録媒体への記録に当たっては、別記様式第4号を使用し、氏名カナ（半角とし、姓と名の間は半角で1マス空け）、氏名漢字（全角とし、姓と名の間は全角で1マス空け）、生年月日（大正はT、昭和はS、平成はHで半角とし、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名（全角）及び役職名（全角）を入力するものとする。

- (3) 暴力団対策主管課長とセンター所長とは、確認書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

なお、決定した事項について、暴力団対策主管課長は、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長に、センター所長は、機構求職者支援訓練部長に対してそれぞれ報告するものとする。

6 暴力団対策主管課長による通報等

- (1) 暴力団対策主管課長による通報

暴力団対策主管課長は、4(1)による照会以外で、認定職業訓練を行おうとする者又は行っている者が暴力団排除条項に該当する事実を確認した場合は、当該事実の確認された区域を管轄するセンター所長に対し、速やかに文書（別記様式第3号）により通報するものとする。

- (2) 積極的な通報の実施

各都道府県警察にあつては、あらゆる警察活動を通じて得た暴力団情報を積極的に活用して、効果的な通報を行い、暴力団排除の推進に努めること。

本件担当

警察庁刑事局組織犯罪対策部

暴力団対策課

宮本警視 800-4556

友末警部 800-4561

【継続措置状況】

初回発出日：平成23年11月28日

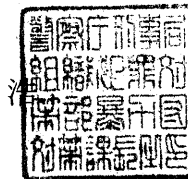
（有効期間：平成31年3月31日）

高齢・障害・求職者雇用支援機構の行う業務からの反社会的勢力排除に関する確認書

警察庁丁暴発第244号

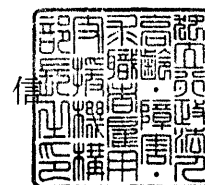
平成23年11月15日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長
露 木 康



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
求職者支援訓練部長

松 原 吉



職業訓練の実施による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号。以下「法」という。)に基づき行う認定職業訓練(以下「認定職業訓練」という。)を行う者に関する反社会的勢力の排除について、警察庁と独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)は、都道府県警察と機構の職業訓練支援センターにおいて、下記のとおり、運用が図られることについて確認する。

記

- 1 機構の職業訓練支援センター所長(以下「センター所長」という。)は、法第4条第2項に定める認定職業訓練から職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第2条第1号リ(6)～(8)、(14)、(15)の規定(以下「暴力団排除条項」という。)に定める者を排除するときは警察に対して職業訓練を実施する者の暴力団排除条項該当性について意見を聴取し、警察は当該申請者の暴力団排除条項該当性について回答する。
- 2 暴力団排除条項の範囲
機構が、認定職業訓練を行う者に関して排除する暴力団排除条項に該当する者は次のとおりとする。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)(規則第2条第1号リ(6))
 - (2) 暴力団員等がその事業活動を支配する者(規則第2条第1号リ(7))
 - (3) 暴力団員等をその業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者(規則第2条第1号リ(8))
 - (4) 暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(規則第2条第1号リ(15))

(5) 次のいずれかに該当する関係を有する者（規則第2条第1号リ(15)）

- ① 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係
- ② 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等の威力を利用していると認められる関係
- ③ その他暴力団員等との社会的に非難されるべき関係

3 照会手続

(1) センター所長は、認定職業訓練を行おうとする者から申請があった場合、当該センターが所在する都道府県を管轄する都道府県警察の本部の暴力団対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、当該申請者の暴力団排除条項該当性について文書（別記様式第1号）により照会するものとする。

(2) 暴力団対策主管課長は、前記(1)による照会を受けたときは、必要に応じ更に資料等の提出を求めた上、当該申請者等について暴力団員等に関する該当性を確認し、該当するか否かについて、当該センター所長に対し、速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

4 照会・回答・通報等に関する留意事項

(1) 暴力団対策主管課長とセンター所長との間の書類及び電磁的記録媒体の送付については、手交を持って行うこととする。

ただし、暴力団対策主管課長の所在地とセンター所長の所在地が遠隔地であるなど、手交により難いと認められる特段の事情があるときには、暴力団対策主管課長とセンター所長との間で協議のうえ、郵便書留による送付をもって行うことができるものとするが、この場合には、送付する書類及び電磁的記録媒体の紛失並びに誤配達防止、漏洩防止その他の情報の管理に万全を期すものとする。

(2) 文書（別記様式第1号）により照会する場合は、申請者等の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別等を記入することとする。

別記様式第1号から第3号については、所定の事項が記載されていれば、適宜変更して用いても差し支えない。

(3) 照会する人数が5名以上となる場合は、CSV形式（エクセル、アクセス等の表計算、データベースソフトウェアで選択できる保存ファイル形式）により記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク等）により照会するものとする。

なお、電磁的記録媒体への記録に当たっては、氏名カナ（半角とし、姓と名の間は半角で1マス空け）、氏名漢字（全角とし、姓と名の間は全角で1マス空け）、生年月日（大正はT、昭和はS、平成はHで半角とし、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名（全角）及び役職名（全角）を入力するものとする。

(4) 暴力団対策主管課長とセンター所長とは、本確認書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

なお、決定した事項について、暴力団対策主管課長は警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長に、センター所長は求職者支援訓練部長に対してそれぞれ報告するものとする。

5 暴力団対策主管課長による通報等

(1) 暴力団対策主管課長による通報

暴力団対策主管課長は、3(1)による照会以外で、認定職業訓練を行おうとする者

又は行っている者が暴力団排除条項に該当する事実を確認した場合は、当該事実の確認された区域を管轄するセンター所長に対し、速やかに文書（別記様式第3号）により通報するものとする。

(2) センター所長の対応

暴力団対策主管課長から、通報を受けたセンター所長は、当該認定職業訓練を行おうとする者又は行っている者を排除するため必要な措置を行うものとする。

6 暴力団員等による認定職業訓練に関する不正事案への対応

機構は、暴力団員等による認定職業訓練に関して不当介入事案があった場合、直ちに警察に通報し、警察と協力し暴力団排除対策を推進するものとする。

また、通報を受けた都道府県警察は、積極的に事件化を検討するとともに、必要に応じて、機構職員等関係者に対する保護対策を実施するものとする。

別記様式第1号（照会）

文 書 番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇警察本部暴力団対策主管課長 殿

独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構
〇〇職業訓練支援センター所長 印

「高齢・障害・求職者雇用支援機構の行う業務からの反社会的勢力排除に関する確認書」に基づく照会について

下記の者から認定職業訓練に関する申請がありましたので、「高齢・障害・求職者雇用支援機構の行う業務からの反社会的勢力排除に関する確認書」（平成23年11月15日付け警察庁丁暴発第244号）に規定する暴力団排除条項に該当するか否かについて照会します。

記

【申請者等が4名以下の場合】

- 1 申請者
職業訓練を行う者（ヨミガナ・氏名）
生年月日、性別、会社名、役職名

【例】

- クレシ タウ 訓練 太郎 昭和40年5月5日生 男性 訓練株式会社 営業部長
- トキヨウ ジョウ 東京 次郎 平成2年3月3日生 男性 有限会社東京 代表取締役

【申請者等が5名以上の場合】

- 1 申請者
別記様式4のとおり

独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

〇〇職業訓練支援センター所長 印

〇〇警察本部暴力団対策主管課長 印

「高齢・障害・求職者雇用支援機構の行う業務からの反社会的勢力排除に関する確認書」に基づく回答について

「高齢・障害・求職者雇用支援機構の行う業務からの反社会的勢力排除に関する確認書」（平成23年11月15日付け警察庁丁暴発第244号）に基づき、平成 年 月 日付け（文書番号）で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

○ 該当した場合

「高齢・障害・求職者雇用支援機構の行う業務からの反社会的勢力排除に関する確認書」（平成23年〇〇月〇〇日付け警察庁丁暴発第〇〇〇号、〇〇〇〇第〇〇〇号）に規定する暴力団排除条項（○）に該当する事由があると認められる。

（○）は、合意書に示された暴力団排除条項の（1）～（5）①～③のうち該当した番号を記載する。

○ 該当しない場合

該当する事由があると認められない。

独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

〇〇職業訓練支援センター所長 印

〇〇警察本部暴力団対策主管課長 印

「高齢・障害・求職者雇用支援機構の行う業務からの反社会的勢力排除に関する確認書」に基づく通報について

下記の者については、「高齢・障害・求職者雇用支援機構の行う業務からの反社会的勢力排除に関する確認書」（平成23年11月15日付け警察庁丁暴発第244号）に規定する暴力団員等に該当する事由があると認められるので通報します。

記

1 商号又は名称

2 所在地

3 代表者役職名・氏名等

4 理由

「高齢・障害・求職者雇用支援機構の行う業務からの反社会的勢力排除に関する確認書」（平成23年11月15日付け警察庁丁暴発第244号）に規定する暴力団排除条項(○)に該当する事由があると認められる。

(○)は、合意書に示された暴力団排除条項の(1)～(5)①～③のうち該当した番号を記載する。

5 その他（必要により記載）

保存期間 10 年

23 高障求求発第 20 号
平成 23 年 11 月 25 日

各職業訓練支援センター所長 殿

求職者支援訓練部長
(公印省略)

求職者支援訓練の認定基準に係る欠格要件（暴力団関係者等）の確認について

標記について、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号。以下「法」という。）に基づき行う認定職業訓練を行う者に関する反社会的勢力の排除に係り、今般、別添 1 のとおり警察庁と当機構本部において「高齢・障害・求職者雇用支援機構の行う業務からの反社会的勢力排除に関する確認書」を締結したところである。

については、認定基準の欠格要件（暴力団関係者）の判断に当たって、下記に留意の上、貴センターから、都道府県警察あて照会をかけるようお願いする。

なお、追って警察庁から都道府県警察あて、別添 2 「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律の規定による認定職業訓練を行う者から暴力団員等を排除するための事務処理要領について」のとおり通知される予定であることを申し添える。

記

1 照会手続きの流れ

(1) 別紙のとおり。

申請の都度、全ての申請者について照会をかけること（全数調査）。

(2) 照会后、都道府県警察からの回答が遅れる見込みであり、回答を待っている、認定スケジュールに影響が出る場合には、照会結果を待たずに、認定基準における暴力団関係者に該当しないものとして、本部へ選定結果を回付すること。

(3) 選定結果の本部への回付後に、都道府県警察から欠格要件に該当する旨回答があった場合には、速やかに本部へ連絡すること。この場合、欠格要件に該当することから、不認定として本部から申請機関あて不認定通知を発出すること。

(4) 認定通知後に都道府県警察から欠格要件に該当する旨回答があった場合には、「求職者支援法に基づく職業訓練の認定取消検討依頼（様式 A-26）」により、都道府県労働局に対し認定取消の検討を依頼すること。照会によらず、都道府県警察から通報を受けた場合も同様とする。

なお、都道府県労働局から職業訓練支援センターあて認定取消し等の通知を受けた場合に、平成 23 年 10 月 17 日付け事務連絡「求職者支援訓練に係る募集期間の延長等及び選考結果の事実確認に係る取扱いについて」の記 4 (2) 及び

(3) のとおり対応すること。

2 照会に係る様式

別添1の別記様式第1号「[高齢・障害・求職者支援機構の行う業務からの反社会的勢力排除に関する確認書]に基づく照会について」及び別記様式第4号により照会をかけること。

3 適用日

平成23年11月25日以降に各職業訓練支援センターにおいて認定申請書の受付を開始する訓練コースから適用すること。

(問い合わせ先)

求職者支援訓練部訓練認定課

担当：宿谷、野一色、川畑

電話：045-683-5459、5943

別添1・2 (略)

都道府県警察への照会手続きの流れ

認定申請書の受理

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県職業訓練支援センター（以下「センター」）において、申請書の受理（※各申請単位期間（四半期、又は各月）ごとに申請書を受理）

都道府県警察への照会

センター所長から所在する都道府県を管轄する都道府県警察の本部の暴力団対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」）に照会（※各申請単位期間ごとに、照会書（様式第1号）により照会（手交又は郵便書留））

都道府県警察での確認・回答

暴力団対策主管課長は、暴力団員等に関する該当性を確認し、センター所長あて、文書により回答（※回答書（様式第2号）により回答）

①本部へ回付する前に、回答がきた場合、センター所長は、認定基準の欠格要件該当性を確認し、返却通知。

②本部で認定作業中に回答がきた場合、回答書（写）を本部へ送付し、本部から申請機関あて不認定通知。

③本部の認定通知後に回答がきた場合、センター所長から各都道府県労働局へ通報し、認定取消の検討を依頼。労働局から認定取消通知が届いた場合、写しを本部へ報告。

平成 年 月 日

〇〇労働局長 殿

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
〇〇職業訓練支援センター所長

求職者支援法に基づく職業訓練の認定取消検討依頼

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「法」という。）第4条第1項及び第3項の規定に基づき、下記のとおり認定を行った職業訓練について、当方において訓練実施施設等への巡回等を実施した結果、当該職業訓練が法第4条第1項に規定する認定基準に適合していない可能性が高いと判断しましたので、ご連絡いたします。

については、貴局において、当該職業訓練の認定取消しの是非をご判断願います。

記

1 認定番号（訓練番号）

2 訓練科名

3 訓練実施施設名及び所在地

4 適合していない可能性が高い認定基準

()

5 4を判断した理由

[]

(受付処理機関欄)

受付日：平成 年 月 日 受付番号： _____